

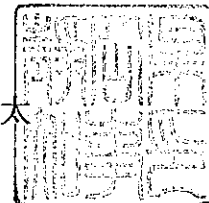


環 生 第 205 号

平成 25 年 8 月 22 日

富士市長 鈴木 尚 様

静岡県知事 川勝 平太



「富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価準備書」
に関する意見について

平成 25 年 1 月 29 日付け富環廃発第 1049 号で富士市長から静岡県知事に送付された標記準備書に対し、静岡県環境影響評価条例第 23 条第 1 項に基づき環境の保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

担 当 暮らし・環境部 環境局
生活環境課 環境影響評価班
電話番号 054-221-2268
FAX 番号 054-221-3665
E-mail seikan@pref.shizuoka.lg.jp

富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価準備書に関する意見

全般的事項

- 1 環境への負荷の軽減を図る観点から、ごみ減量・再利用・再資源化を積極的に推進し、ごみの排出量及び最終処分量をより一層削減するよう努めること。
- 2 環境保全措置に不確実性が伴うものについては、事後調査計画を評価書に記載するとともに、事後調査の結果によっては必要となる環境保全措置について、可能な限り評価書に記載すること。
- 3 施設の建設工事、稼働及び維持管理について積極的に情報を公開し、住民の理解と協力が得られるよう努めること。

個別事項

1 大気質

施設の稼働にあたっては、適切な燃焼管理を行うとともに、焼却炉及び排出ガス処理装置の運転管理を徹底し、大気汚染物質の排出量の低減を図ること。また、排出ガスの自主規制値を継続して遵守するように維持管理を徹底すること。

2 水質

工事中の排水については、pHや濁度について適切に監視・管理を行い、水質の環境影響の低減を図ること。

3 動物

「緩衝緑地の水場におけるモリアオガエルの産卵場の創出」及び「石垣等の間隙環境の創出によるニホントカゲの新たな生息場所の創出」「緩衝緑地にオオタカの餌資源となる鳥類の生息環境の創出」等、環境保全措置に不確実性が伴うものについては、事後調査計画を評価書に記載すること。

4 植物

エビネについては、できる限り移植しないように施設を配置することが望ましいが、移植する必要性が生じた場合は、専門家の助言を受け、移植先の環境を損なうことが無いよう慎重に対応すること。

5 生態系

緩衝緑地は、現存の植生を残すことが望ましいが、新たに植栽する場合は、植栽木の選定、植栽計画、管理計画等について専門家の助言を受け、モリアオガエル等の生息域が分断されないような配置とすること。また、事後調査計画について評価書に記載すること。

6 景観

富士山を活かしたシーニックエリア（風景の優れた地域）の形成を目標とする「富士山周辺景観形成保全行動計画」（平成 25 年 3 月 静岡県策定）の趣旨を踏まえ、主要な眺望地点からは事業実施区域が視対象である富士山の手前にあたることを認識し、眺望景観を阻害しないよう十分に配慮すること。

7 廃棄物

焼却灰等の処理については、セメント原料化等への再利用を進め、最終処分場への埋立て量を削減する等、環境負荷の低減を図ること。

8 地域交通

廃棄物運搬車両の主要走行ルートには、道幅が狭く見通しが悪い箇所や急勾配箇所等があることから、渋滞等の通行支障による環境への負荷が軽減されるよう、道路拡幅等の改良や走行ルートの選定を行うこと。

9 その他

工事中及び施設の稼動時において、環境に影響を及ぼす新たな事実が判明したときは、速やかに県及び富士市に報告するとともに、適宜、専門家の助言を得た上で適切な措置を講じること。